

ちょっと待って!!

種・苗・剪定枝の

譲渡・

外国への持ち出し

新品種は貴重な知的財産です

登録品種について次のような行為は
種苗法違反になることがあります

NEW!



「登録品種」「海外持出禁止」などの表示のある種苗(草花や野菜の種子や苗、果樹の剪定枝、豆類など)を外国に持ち出そうとした。



育成者権者の許諾なしに登録品種の種苗を増やして人に譲った。



海外持出禁止の表示例

ノウリンイエロー(登録品種)
海外持出禁止(公示<農水省HP>参照)

故意に種苗法に違反した場合の罰則

罰金

最高1千万円以下
(法人は最高3億円以下)

懲役

最高
10年以下



お問い合わせ先

農林水産省食料産業局知的財産課

☎ 03-6738-6443

登録品種は農林水産省品種登録ホームページを▶

<http://www.hinshu2.maff.go.jp/>

